

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	森林吸収源対策等推進のための税制度の創設		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>① 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、地球温暖化対策税（環境税）についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。</p> <p>② 税収の使途に森林吸収源対策及び木材利用拡大対策を明確に位置付けること。</p> <p>・特例措置の内容</p>		
関係条文	[]		
要望理由	<p>京都議定書に定められた温室効果ガスの6%削減約束のうち約2/3に相当する1,300万炭素トンを森林の吸収量により確保することが目標とされる中、平成19年度以降6年間、毎年20万haの追加的な森林整備を実施する必要がある。</p> <p>また、2020年までに温室効果ガス排出量を25%削減(1990年比)することを目指し、これまで以上に、間伐等の森林整備や木質バイオマスの利用拡大などの森林吸収源対策、及び二酸化炭素の排出が少なく、化石燃料に代替できる木材の利用拡大対策を進める必要がある。</p> <p>こうした中、これら施策の着実かつ総合的な推進のため、国及び地方を通じ、安定的な財源の確保を図る必要があることから、本税制要望を行うものである。</p>		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位:百万円)		
地方税以外の措置	既存	・国税 ・融資、補助金その他	
	22年度要望	・国税 森林吸収源対策等推進のための税制度 ・融資、補助金その他	
過去の要望経緯	平成18年(19年度税制改正要望)から毎年度要望。 (国税としては平成16年(平成17年度税制改正要望)から毎年度要望。)		
本要望に対応する縮減案			